

平成26年3月

伊那市議会定例会議案書

平成26年3月3日

平成26年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	1
議案第2号	財産（土地）の譲与について……………	3
議案第3号	字の区域の変更について……………	4
議案第4号	伊那市水道事業の自己資本金の額の減少について……………	5
議案第5号	上伊那広域連合規約の一部変更について……………	6
議案第6号	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例……………	8
議案第7号	伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	9
議案第8号	伊那市特別会計条例の一部を改正する条例……………	13
議案第9号	伊那市税条例等の一部を改正する条例……………	14
議案第10号	伊那市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例……………	24
議案第11号	伊那市地域自治区制度審議会条例……………	25
議案第12号	伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例……………	27
議案第13号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……………	28
議案第14号	伊那市小規模多機能施設条例の一部を改正する条例……………	29
議案第15号	伊那市高齢者専用住宅条例の一部を改正する条例……………	30
議案第16号	伊那市高遠ダム湖観光施設条例を廃止する条例……………	31
議案第17号	伊那市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	32
議案第18号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……………	33
議案第19号	伊那市総合型地域スポーツクラブハウス条例を廃止する条例……………	35
議案第20号	伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例……………	36
議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について……………	37
議案第22号	平成25年度伊那市一般会計第7回補正予算について……………	39
議案第23号	平成25年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について……………	40
議案第24号	平成25年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算について……………	41
議案第25号	平成25年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について……………	42
議案第26号	平成25年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	43
議案第27号	平成25年度伊那市介護サービス事業特別会計第2回補正予算について……………	44

議案第28号	平成25年度伊那市簡易水道事業特別会計第2回補正予算について…	45
議案第29号	平成25年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	46
議案第30号	平成25年度伊那市下水道事業会計第3回補正予算について……………	47
議案第31号	平成25年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……	48
議案第32号	平成26年度伊那市一般会計予算について……………	49
議案第33号	平成26年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	50
議案第34号	平成26年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について…	51
議案第35号	平成26年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	52
議案第36号	平成26年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	53
議案第37号	平成26年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	54
議案第38号	平成26年度伊那市簡易水道事業特別会計予算について……………	55
議案第39号	平成26年度伊那市水道事業会計予算について……………	56
議案第40号	平成26年度伊那市下水道事業会計予算について……………	57
議案第41号	平成26年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	58

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

平成25年度伊那市一般会計第6回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

平成26年2月17日

伊那市長 白 鳥 孝

財産（土地）の譲与について

下記のとおり土地を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する土地

- | | | | | |
|------------------------|----|----|----|----------------------------|
| (1) 伊那市東春近 3 8 1 5 番 6 | 地目 | 宅地 | 地積 | 3 8 4 . 4 2 m ² |
| (2) 伊那市東春近 3 8 2 0 番 | 地目 | 宅地 | 地積 | 2 4 1 . 3 2 m ² |

2 譲与する相手先

伊那市東春近 3 0 2 0 番地
下殿島区
区長 唐澤 今朝吉

3 譲与する日

平成 2 6 年 4 月 1 日

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

下殿島公民館敷地を下殿島区に譲与するため、提案するものであります。

字の区域の変更について

字の区域を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

荒井内の萱に変更する区域

伊那 7 2 2 7 番 1 7 9 1

伊那 7 2 2 7 番 1 7 9 2

伊那 7 2 2 7 番 1 7 9 3

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

字の区域を変更する必要があるため、提案するものであります。

伊那市水道事業の自己資本金の額の減少について

下記のとおり伊那市水道事業の自己資本金の額を減少することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

平成25年度伊那市水道事業の自己資本金のうち、
7,937,804,215円を減少し、資本剰余金へ振り替える。

平成26年3月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

地方公営企業会計制度の改正に伴い、旧伊那市水道事業及び旧高遠町水道事業の合併により自己資本金に組み入れた資本剰余金相当額を、平成25年度末までに資本剰余金へ振り替えるため、提案するものであります。

上伊那広域連合規約の一部変更について

上伊那広域連合規約（平成 11 年長野県指令 11 地第 348 号）の一部を別紙のよう
に変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の
11 の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上伊那広域連合の処理する事務及び広域計画の項目について、所要の変更を行うた
め、提案するものであります。

別紙

上伊那広域連合規約の一部を変更する規約

上伊那広域連合規約（平成11年長野県指令11地第348号）の一部を次のように変更する。

第4条第10号中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同条第15号中「老人ホーム入所判定委員会」を「養護老人ホーム入所判定委員会」に改める。

第5条第9号中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同条第13号中「老人ホーム入所判定委員会」を「養護老人ホーム入所判定委員会」に改める。

別表の9中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同表の14中「老人ホーム入所判定委員会」を「養護老人ホーム入所判定委員会」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例（平成20年伊那市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（督促）

第11条 市長は、加入者が使用料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例の規定は、平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成26年3月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

長谷有線テレビジョン放送施設の使用料に係る取扱いを変更するため、提案するものであります。

伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の 1 歳到達日から 1 年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 次条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の 1 歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 2 条第 1 項の条例で定める日）

第 2 条の 2 法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「法定育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定により、市長の定める基準に従い、任命権者が定める非常勤職員の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、勤務時間条例第13条の規定により市長が規則で定める休暇）のうち職員の出産に係るものにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次

に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において法定育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、「、1日を通じて2時間（市長が定める職員にあっては市長が定める時間）を超えない範囲内で」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 市長が定める職員に対する部分休業の承認については、市長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（部分休業を請求することができない職員）

第10条 法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月3日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業等に係る所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特別会計条例の一部を改正する条例

伊那市特別会計条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の伊那市特別会計条例に規定する介護サービス事業特別会計は、当該特別会計の出納整理に必要な限度において、平成 2 6 年 5 月 3 1 日までは、なお存続するものとする。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護サービス事業特別会計を廃止するため、提案するものであります。

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例(平成 18 年伊那市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 章及び第 3 章」を「第 2 章(第 8 条を除く。)及び第 3 章(第 14 条を除く。)」に改める。

第 31 条第 1 項中「3,000 円」を「年額 3,000 円」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 47 条の 5 第 1 項中「年度の前年度において第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

第 81 条を次のように改める。

第 81 条 削除

第 94 条第 3 項中「品目ごとの量」を「品目ごとの数量」に改める。

第 98 条第 5 項中「経過する」を「経過する日」に改める。

第 137 条第 2 号中「又は第 3 号に」を「若しくは第 3 号に」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 19 条の 7 第 1 項」を「、附則第 19 条の 2 第 1 項又は附則第 19 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 16 条の 3 の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌

年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等」という。）を除外して算定するものとする。

る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第19条の6までを次のように改める。

第19条の3 削除

第19条の4 削除

第19条の4の2 削除

第19条の5 削除

第19条の6 削除

附則第19条の8を次のように改める。

第19条の8 削除

附則第19条の9第5項第3号中「申告不要特定配当等に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第19条の10を次のように改める。

第19条の10 削除

(伊那市都市計画税条例の一部改正)

第2条 伊那市都市計画税条例(平成18年伊那市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

- 2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計

画税の特例)

- 3 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据

置都市計画税額」という。)とする。

- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 8 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

- 9 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から附則第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

- 10 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から

第15条の3まで」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

- 1.1 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

(適用区分)

- 1.2 この条例は、この附則において特別の定めがあるもののほか、平成17年度分の都市計画税から適用する。

(経過措置)

- 1.3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊那市都市計画税条例(昭和49年伊那市条例第2号。以下「合併前の条例」という。)の規定により課した都市計画税及び課すべき都市計画税については、なお合併前の条例の例による。

- 1.4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 1.5 当分の間、第2条中都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域とは、合併前の条例の適用を受けた用途地域を指すものとする。

(伊那市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 伊那市国民健康保険税条例(平成18年伊那市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第21条」を「第23条」に改める。

第26条の次に次の2条を加える。

(国民健康保険税の減免)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

(1) 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準じると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

- (ウ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律 152 号）に基づく共済組合の組合員
- (エ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- (オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) 災害その他特別の事情がある者

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに国民健康保険税減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（納期限の延長）

第 28 条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税義務者の申請によって 3 月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。

第 24 条を削り、第 23 条の 2 を第 24 条の 2 とし、第 23 条を第 24 条とする。

第 22 条を削る。

第 21 条の 2 中「第 23 条の 2」を「第 24 条の 2」に、「第 21 条の 2」を「第 23 条の 2」に改め、同条を第 23 条の 2 とする。

第 21 条を第 23 条とし、第 20 条の次に次の 2 条を加える。

第 21 条 削除

第 22 条 削除

附則第 1 項を次のように改める。

（施行期日等）

1 この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行し、この附則において特別の定めがあるもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する納期に係る国民健康保険税について適用する。

附則第 2 項から第 4 項までを削り、附則第 5 項中「第 21 条」を「第 23 条」に改め、同項を附則第 2 項とし、附則第 6 項中「第 21 条」を「第 23 条」に改め、

同項を附則第3項とし、附則第7項中「第21条」を「第23条」に改め、同項を附則第4項とし、附則第8項中「租税特別措置法」を削り、同項を附則第5項とし、附則第9項中「第21条」を「第23条」に改め、同項を附則第6項とし、附則第10項中「附則第6項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第11項中「附則第9項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第12項中「附則第9項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第13項中「第21条」を「第23条」に改め、同項を附則第10項とし、附則第14項を附則第11項とし、附則第15項中「第21条」を「第23条」に改め、同項を附則第12項とし、附則第16項中「第21条」を「第23条」に改め、同項を附則第13項とし、附則第17項中「第21条」を「第23条」に改め、同項を附則第14項とし、附則第18項を附則第15項とし、同項の次に次の2項を加える。

(経過措置)

16 施行日の前日までに、合併前の伊那市国民健康保険税条例（昭和29年伊那市条例第53号）、高遠町国民健康保険税条例（昭和34年高遠町条例第16号）又は長谷村国民健康保険税条例（昭和37年長谷村条例第11号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定に基づいて課した、又は課すべきであった平成17年度分までの国民健康保険税については、なお合併前の条例の例による。

17 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則第19項を附則第18項とし、附則第20項を附則第19項とする。

第4条 伊那市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し及び同項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第35条の2第6項の株式等」を「法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改め、附則第7項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5

項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とし、附則第11項を削り、附則第12項を附則第9項とし、附則第13項を附則第10項とし、附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とし、附則第15項を削り、附則第16項を附則第12項とし、附則第17項から附則第19項までを4項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 伊那市税条例第4条第1項の改正規定 平成26年4月1日
- (2) 次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (3) 伊那市税条例第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (4) 伊那市税条例附則第7条の4、第16条の3、第19条から第19条の6まで及び第19条の8から第19条の10までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日
- (5) 第4条及び附則第3条の規定 平成29年1月1日

(市民税の適用区分)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の伊那市税条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の伊那市税条例附則第7条の4、第16条の3、第19条から第19条の6まで及び第19条の8から第19条の10までの規定中個

人の市民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税の適用区分)

第 3 条 第 4 条の規定による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

伊那市住民基本台帳カード利用条例（平成 18 年伊那市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「法第 30 条の 44 第 8 項」を「法第 30 条の 44 第 12 項」に改め、同条第 1 号中「証明書自動交付機（上伊那広域連合又は同広域連合を組織する市町村が設置した証明書交付用の端末機をいう。）を利用した住民票の写し、戸籍に関する証明書（上伊那広域連合を組織する市町村の区域に本籍を有する者に係る証明書に限る。）、印鑑登録証明書及び市税に関する証明書の交付並びに」を削り、「財団法人地方自治情報センター」を「地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）に基づく機構」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（伊那市手数料徴収条例の一部改正）

2 伊那市手数料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 及び別表第 3 中「又は証明書自動交付機による交付」を削る。

別表第 4 を削る。

（伊那市印鑑条例の一部改正）

3 伊那市印鑑条例（平成 18 年伊那市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「証明書自動交付機及び」及び「多機能端末機を利用する場合においては」を削り、「4 けた」を「4 桁」に改める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

証明書自動交付機による証明書の発行を廃止すること等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市地域自治区制度審議会条例

(設置)

第 1 条 伊那市の地域自治区制度のあり方に関して、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、伊那市地域自治区制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、「地域自治区」とは、伊那市地域自治区条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 3 0 号）及び伊那市、上伊那郡高遠町及び同郡長谷村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議について（平成 1 7 年伊那市告示第 8 8 号、平成 1 7 年高遠町告示第 9 号、平成 1 7 年長谷村告示第 5 号）の規定に基づいて設置された地域自治区をいう。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域自治区を代表する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し審議会が答申するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画情報課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 3 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市地域自治区制度審議会を設置するため、提案するものであります。

伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例

伊那市老人福祉センター等条例（平成 18 年伊那市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 第 7 条第 1 号に掲げる者が使用する場合 次のとおり

ア 施設利用料金

(ア) 全室 無料

(イ) 陶芸窯（1 回につき） 3,000 円

イ 暖房利用料金 無料

別表第 3 第 2 項第 2 号アの表中

「

1 室につき	600 円	1,200 円	800 円
--------	-------	---------	-------

」を

「

1 室につき	600 円	1,200 円	800 円
陶芸窯（1 回につき）	3,000 円		

」に

改め、同表の備考を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

高遠町高齢者生きがいセンター陶芸窯の利用料金に係る取扱いを変更するため、提案するものであります。

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 22 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

北和田いきいき交流施設	伊那市富県 7 7 6 5 番地 7
-------------	--------------------

」を

「

北和田いきいき交流施設	伊那市富県 7 7 6 5 番地 7
羽広大沢いきいき交流施設	伊那市西箕輪 2 9 0 4 番地 1
上溝原いきいき交流施設	伊那市西箕輪 3 9 0 0 番地 3 0 8
奈良尾いきいき交流施設	伊那市富県 2 6 4 6 番地 6
榛原いきいき交流施設	伊那市東春近 9 2 0 4 番地
台殿いきいき交流施設	伊那市高遠町藤沢 8 5 番地 1
花畑いきいき交流施設	伊那市高遠町東高遠 2 2 2 2 番地 2

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護予防施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市小規模多機能施設条例の一部を改正する条例

伊那市小規模多機能施設条例（平成 18 年伊那市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊那市短期入所施設条例

本則中「小規模多機能施設」を「短期入所施設」に改める。

別表中「法第 18 条」を「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 18 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊那市小規模多機能施設条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この条例による改正後の伊那市短期入所施設条例の規定によりなされたものとみなす。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

小規模多機能施設を短期入所施設に改めるため、提案するものであります。

伊那市高齢者専用住宅条例の一部を改正する条例

伊那市高齢者専用住宅条例（平成 18 年伊那市条例第 274 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 専用住宅の入居の許可、入居の停止等に関する業務

第 5 条から第 7 条までの規定、第 9 条及び第 11 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 12 条中「市長」を「指定管理者」に改め、「特に必要と認めるときは」の次に「、市長の承認を得て」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊那市高齢者専用住宅条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

長谷高齢者専用住宅の入居の許可等に関する業務を、指定管理者が行うこととするため、提案するものであります。

伊那市高遠ダム湖観光施設条例を廃止する条例

伊那市高遠ダム湖観光施設条例（平成 18 年伊那市条例第 117 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

高遠ダム湖観光施設を廃止するため、提案するものであります。

伊那市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市準用河川占用料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「許可」の次に「又は登録」を加える。

第 4 条第 2 項中「法の規定に基づき占用の許可を受けた日の属する年度に係る分については、次の表の左欄に掲げる占用の許可を受けた日の区分に応じ」を「年度の中途において新たに流水の占用を開始するものについては、次の表の左欄に掲げる占用開始の時期の区分に応じ」に改め、同項の表中

「

占用の許可を受けた日	納付する流水占用料	納付期限
------------	-----------	------

」を

「

占用開始の時期	納付する流水占用料	納付期限
---------	-----------	------

」に、

「占用の許可を受けた日の属する月」を「占用開始の月」に改め、同条第 3 項中「法に基づく占用等の許可」及び「当該みなした占用等の許可」の次に「又は登録」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、法に基づく占用の許可を受けている発電に係る流水占用料については、なお従前の例による。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 35 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成18年伊那市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中

「

伊那西運動場	伊那市横山6990番地1
--------	--------------

」を

「

伊那西運動場	伊那市横山6990番地1
東原スポーツ公園運動場	伊那市東春近7000番地8

」に

改める。

別表第1中

「

伊那西運動場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで
		上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで

」を

「

伊那西運動場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで
		上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで
東原スポーツ公園運動場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後5時まで

」に

改める。

別表第2中第28項を第29項とし、第5項から第27項までを1項ずつ繰り下げ、

第4項の次に次の1項を加える。

5 東原スポーツ公園運動場

(1) 運動場

区分		利用料金
専用使用	午前8時から正午まで	4,100円
	正午から午後5時まで	5,200円
	午前8時から午後5時まで	8,100円
	1時間につき	1,200円

備考

- 1 利用料金は、1面当たりの金額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

(2) 設備用器具

区分		利用料金
ベース板	1組につき	300円
ライン引器	1台につき	200円

備考 各設備用器具は、1日又は1回の単位とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年3月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

東原スポーツ公園運動場を設置するため、提案するものであります。

伊那市総合型地域スポーツクラブハウス条例を廃止する条例

伊那市総合型地域スポーツクラブハウス条例（平成 18 年伊那市条例第 195 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

春富地区クラブハウスを廃止するため、提案するものであります。

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「200 円」を「210 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

普通旅客運賃表

				戸台口
			仙流荘	200 円
		戸台大橋	300 円	400 円
	歌宿	650 円	830 円	930 円
北沢峠	420 円	960 円	1,130 円	1,220 円

1 基準賃率 51 円 20 銭以内

2 指定停留所 なし

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

市営バスの運賃及び料金を改定するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 介護予防施設

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広大沢いきいき交流施設	羽広 5 組	平成26年 3月24日から 平成35年 3月31日まで
上溝原いきいき交流施設	羽広 7 組	平成26年 3月24日から 平成35年 3月31日まで
奈良尾いきいき交流施設	奈良尾常会	平成26年 3月24日から 平成35年 3月31日まで
榛原いきいき交流施設	榛原区	平成26年 3月24日から 平成35年 3月31日まで
台殿いきいき交流施設	台殿区	平成26年 3月24日から 平成35年 3月31日まで
花畑いきいき交流施設	花畑町内会	平成26年 3月24日から 平成35年 3月31日まで

2 農産加工施設

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高遠町農産物加工施設	高遠町農産加工組合	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

3 林業振興施設

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
長谷山村広場施設	非持山区	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

4 運動場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
長藤運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
河南運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
伊那里グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	平成26年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで

平成26年3月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

平成 25 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 25 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 25 年度伊那市国民健康保険直営
診療所特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 25 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 25 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 25 年度伊那市介護サービス事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市介護サービス事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 25 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 25 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成25年度伊那市下水道事業会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成25年度伊那市下水道事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 25 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 25 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 26 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 26 年度伊那市簡易水道事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 26 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 26 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成26年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成26年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年3月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 2 6 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、平成 2 6 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝